

経済産業省指針に準拠した「知的財産報告書」を公表

カブドットコム証券株式会社は、2003年度以降、経済産業省が公表した「知的財産情報開示指針」に基づく「知的財産報告書」を作成していますが、最新の情報を追加した2005年度版の報告書を作成、公表することといたしました。

当社は、フルオープンなシステム基盤を自社で開発・運営する我が国唯一のオンライン専門証券として、これまでに様々な証券システムにおける新技術を開発し、条件注文などの新サービスを提供して参りました。これらの新技術や新たなサービスコンセプトなどに関する知的財産の蓄積は、オンライン専門証券としての当社の企業価値の向上に結びつくものと考え、特許出願や商標登録出願を積極的に行っています。このような取組みの成果として、2005年末には注文システム等に関して、オンライン専門証券では初めてとなる特許権を3件（うち1件は三菱東京UFJ銀行との共有）取得することとなりました。

当社は、2005年3月に東京証券取引所市場第1部に上場し、上場後も積極的な情報開示に努めておりますが、条件注文等の独自のサービスを特徴とする当社にとって、開発資産などの知的財産の保全については、特に重要な課題であると考えています。このような知的財産に対する考え方や取組みを、投資家をはじめ当社のお客様や関係者の皆様に広くお伝えすべく、「知的財産報告書」を公表することとしたものです。

尚、経済産業省の「知的財産情報開示指針」に則った報告書は金融業界・証券業界では当社が唯一公表しているものです。

< 知的財産報告書とは >

企業が自社の有する技術やブランドなどの知的財産に関する情報を開示する報告書で、報告書に記載する内容の指針として、2004年1月に経済産業省から「知的財産情報開示指針」が公表されました。企業の有する資産の中で知的財産の比重が増大する中で、知的財産については固定資産のような開示のルールが定められておらず、投資家等に対して十分な情報が提供されていないと言われております。「知的財産情報開示指針」は、このような課題に対して、知的財産に関する情報を開示するための指針として、開示すべき内容や項目について公表されたものです。

知的財産報告書



2006年6月
カブドットコム証券株式会社

はじめに

当社は、「リスク管理追求型」のコンセプトの下、フロントシステムからバックオフィスシステムまで一貫してオンライン取引コンピューターシステムを自社開発してきた証券会社で、これまでに新技術を活用した各種条件注文や音声情報通知など先駆的なサービスを提供してきました。当社のこのようなサービスは、お客様の様々な要望にお応えするために生まれたアイデアと当社のシステム技術が融合することにより誕生したのですが、このような当社独自の開発成果を技術資産として権利化を進めることによって、企業価値の向上に結びつくものと考えています。また、当社の提供する新しいサービスには、親しみやすく覚えやすいネーミングを行い、当社サービスの認知度の向上を図ることによって、ブランド資産の蓄積を進めていきたいと考えています。

このような当社の取組みについて、投資家やお客様の皆様にお伝えすることを目的に、本報告書を提供させていただくことといたしました。

1. 中核技術と事業モデル

当社は、勘定系を含めたシステムをフルオープンなシステム基盤により、自社で開発・運営する我が国唯一のオンライン専門証券です。当社では、オンライン証券というビジネスモデルを「従来の営業マンの代わりにインターネットを介しシステムで取引する」というものと考え、システムこそが最大の差別化要因であると考えています。当社は独自開発のシステムにより、逆指値をはじめとする各種条件注文や、電話への多様な場面での自動通知サービス、非完全前金で与信管理し自動精算する決済システムなど、ユニークなサービスを展開しています。

従来のホスト中心のクローズドなアーキテクチャでは、急拡大し常に変化が要求されるオンライン証券のシステム基盤としてはハンディキャップとなり、新たなサービスを行うために発生するシステム開発の投資費用も膨らみがちとなります。そこで当社においては、

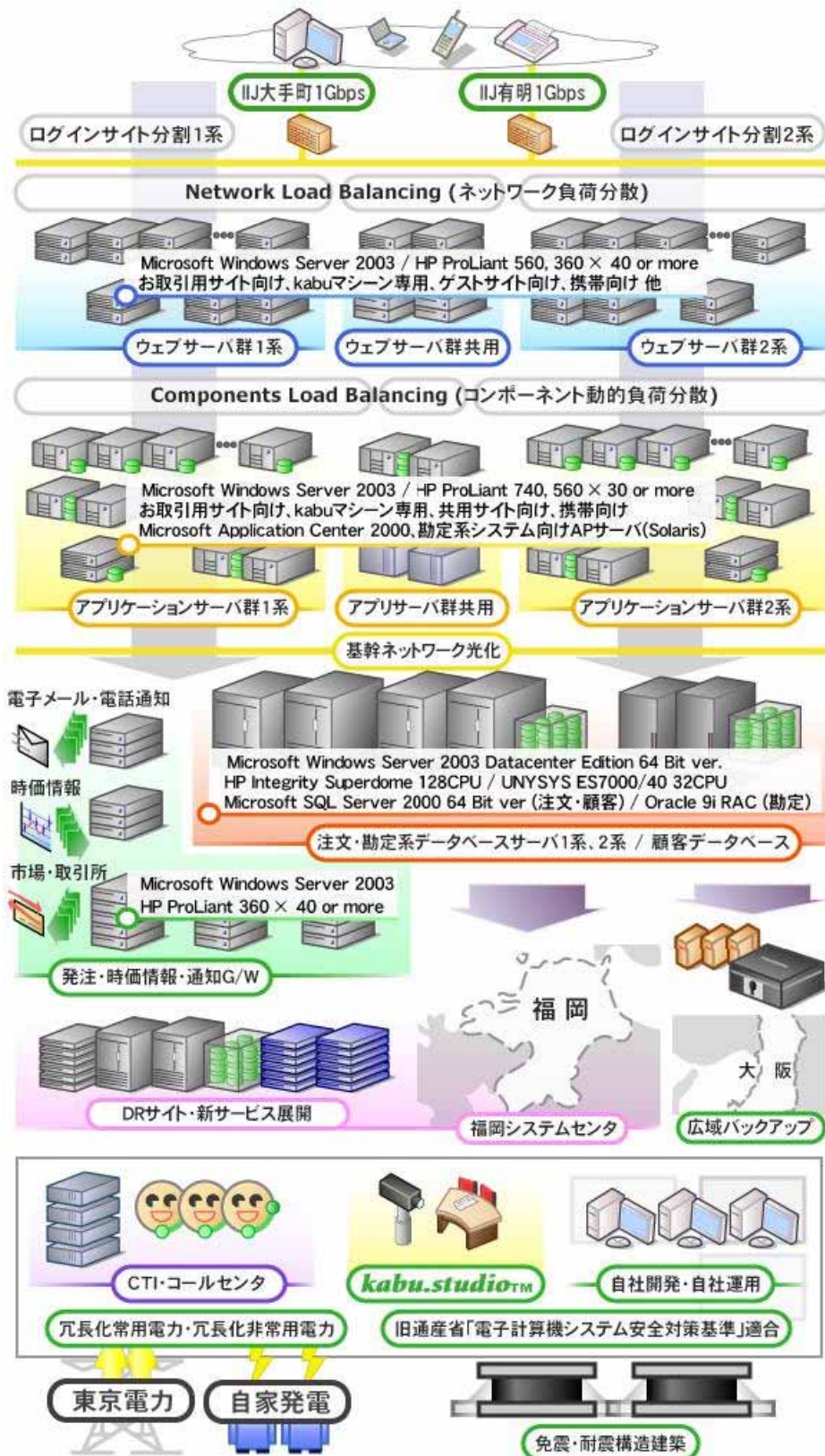
Microsoft® Windows® サーバ用途向けプロダクト（現在は Microsoft® Windows® 2000 Server ファミリ、Windows® Server 2003 シリーズが主力）を中心に、各サブシステム間を TCP/IP 通信で結合し、オープン・プラットフォーム・アーキテクチャを全面的に採用したシステムを構築することで、柔軟な拡張性とシステム開発コストの低減を実現しています。

当社の事業モデルにおいて基本となる考え方は、「リスク管理追求型」のサービスコンセプトに沿って、従来にはない新しい取引サービスを提供して、顧客である投資家の投資リスクの低減に貢献することです。ただ単に手数料の引き下げや情報提供の充実に努めるのみではなく、顧客のリスク管理のために必要な機能を考慮して、リスク管理に有効な新たなサービスを提供することにより、顧客の利益拡大に貢献することを事業モデルの基本理念としています。お客様の投資成績を最重要視する「損をしないことを重要視するスタイルが儲かることに繋がる」というリスク管理追求型のコンセプトは、24 時間稼働の自社システムによって、独自性の高いサービスとして実現されているものです。

このように、技術面におけるシステム開発のみでなく、リスク管理に有効な新たな取引手法等を発想するアイデアも、当社の事業モデルを実現する重要な要素となります。一方で、「リスク管理追求型」のコンセプトに沿って従来にはないサービスを提供するためには、オンライン取引システムにおける新たな機能の開発が不可欠になります。

ここにおいて、当社独自の事業コンセプトに沿ったアイデアと柔軟かつ拡張性の高い自社開発のオンライン取引システムが融合し、当社独自のサービスを提供することが可能となっています。つまり、当社の事業モデルは、「リスク管理追求型」のコンセプトに沿ったビジネスアイデアと、当社独自の中核技術である自社開発・運営のオンライン取引システムを前提にして初めて成立するものなのです。

kabu.com お取引システムの構成 2006年4月末現在



2 . 技術開発セグメントと事業戦略の方向性

前述のとおり、当社にとって自社開発の柔軟かつ先進的なオンライン取引システムと、「リスク管理追求型」のコンセプトの下で生み出された顧客の利益に資する新たなサービスに関するビジネスアイデアが、当社の事業コンセプトを生み出す両輪として機能しています。当社は、このようなシステム技術とビジネスアイデアが融合することにより生み出された当社独自のオンライン取引システムを最大の差別化要因として、業界内において独自の地位を築いていくことを基本的な事業戦略としています。このような事業戦略の下で当社において行われている技術開発の内容は、「リスク管理追求型」のコンセプトに沿った新たな取引手法、投資家啓蒙のツールや顧客への情報提供方法、顧客資産の管理手法等のサービスを実現するためのオンライン取引システムの開発が中心になります。

尚、当社において行われる開発投資は、上記のように新たなサービス手法を実施するためのオンライン取引システムの開発投資が中心となるため、会計上は研究開発投資ではなく、ソフトウェア投資等の設備投資の取扱いとなっています。尚、会計上のソフトウェア資産の残高は、933 百万円（2006 年 3 月末）となっています。

3 . 技術開発セグメントと知的財産の概略

当社独自のサービスは、「リスク管理追求型」の事業コンセプトに沿ったビジネスアイデアと、柔軟かつ拡張性の高い自社開発のオンライン取引システムの融合により生み出されるものであり、独自の事業コンセプトとそこから生み出されたビジネスアイデア、さらにそのビジネスアイデアを実現するオンライン取引システムにおける開発資産そのものが、まさに当社にとっての知的財産であると考えられます。また、個人投資家に対する具体性のあるソリューションの提供で顧客本位の証券会社として認知されることにより蓄積された信用力や、独自のサービスが認知されることにより形成されるサービスマークのブランド力も、当社にとって重要な知的財産であると考えられます。

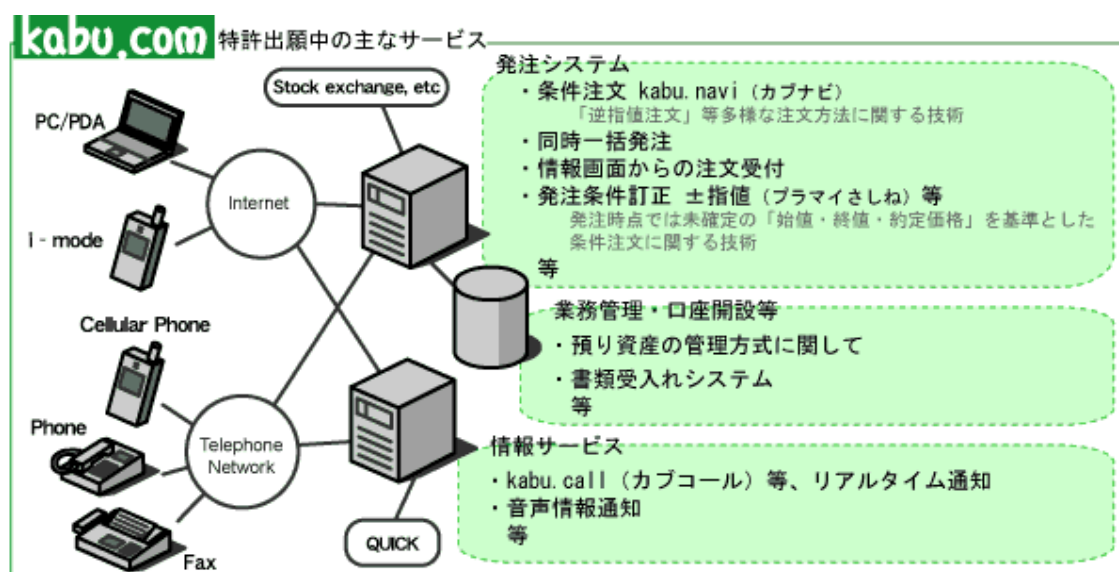
このうち、事業コンセプトやビジネスアイデアについては直接的に法的な保護を施すことは困難であることに加え、むしろ当社独自のコンセプトを積極的に提案して顧客を誘導することに意義があると考え、新しい取引手法等の啓蒙活動として様々なメディアを通じて積極的な開示・提案活動を行っています（2004 年 1 月には当社独自の注文手法を題材にした「株の自動売買でラクラク儲ける方法」、2004 年 9 月には「株の短期売買でサクサク儲ける方法」が発売され大ヒットし、自社運営によるネット放送設備「kabu.studio」による e ラーニング放送提供はじめ全国各地での定期的なセミナー「株スクール」を催しています）。

一方で、このようなビジネスアイデアを実現するために開発したオンライン取引システムについては、かかる独自の開発資産が当社の保有資産であることを明確にして、可能な

限り独占権を確保するために、「リスク管理追求型」のコンセプトを実現するために重要と考えられる発明については、積極的に特許出願を行うよう努めています。

特許出願においては、特に当社の独自性が発揮できる分野での権利取得を重視しています。具体的には、リスクを限定した取引を可能にする独自の発注方式である逆指値をはじめとする条件注文などの発注系のシステムに関連する技術を重点分野としている他、顧客に必要な情報を的確に提供するための情報系システム、情報系システムからの情報を捉えて速やかに発注系に移行するための連携システム、さらには顧客の預かり資産を安全確実かつ効率的に管理するための資産管理系システム等も出願の対象分野としています。独自の発注方式については、2005年10月、12月に、それぞれ「±指値（プラマイさしね）」と「W指値（ダブルさしね）」に関連する特許権が成立しています。

その他に、国内最大の金融グループである三菱東京ファイナンシャル・グループに属している当社は、銀行等との連携による証券仲介サービスにも力を入れています。これに関連して、2005年7月に旧UFJ銀行（現三菱東京UFJ銀行）との間でスタートした証券仲介サービスに関連する発明についても同行と共同で特許出願を行っており、2005年9月にはコールセンターの連携方法に関する特許権が1件成立しています。



【参考】当社が保有する特許権

	発明の名称	概要
特許第 3719711 号 (三菱東京UFJ 銀行との共有)	コールセンター間の通 話中継方法	銀行と証券会社など2つの事業者により 運用されるコールセンター間において、 顧客が電話をかけ直すことなく、通話を 引き継ぐことができる通話中継方法に関 する特許です。
特許第 3734168 号	発注条件を自動設定す る売買注文処理システ ム及び売買注文の処理 方法	自動売買を執行するための発注システム において、「始値・終値・約定価格」とい った発注時点ではまだ確定していない価 格を監視して、条件付注文における発注 の条件と指値を確定した価格を基準に自 動設定する技術に関する特許です。
特許第 3754009 号	訂正条件を自動設定す る売買注文処理システ ム及び売買注文の処理 方法	自動売買を執行するための発注システム において、発注時点ではまだ確定してい ない他の注文の約定価格等を監視して、 W指値注文における訂正条件と指値を自 動設定する技術(W指値の利益確定とロ スカットの幅等を自動設定するUターン 注文に採用されています)に関する特許 です。

また、当社が生み出した新しいサービスには、親しみやすく覚えやすいユニークなネーミングを行うことにより顧客の認知度を高め、広く新サービスへの理解を浸透させることを狙っています。これらの独自のネーミングについては、新たなサービス名等について当社の活動により蓄積されたブランド力や信用力が第三者の悪意により毀損されることを防止し、かつサービス名の使用権限において法的紛争が生じることを防止するリスク管理の観点から、主要なサービス名については商標登録出願を行うことを原則としています。



このようなサービス名の一部については、当社の社名やドメイン名にも用いられている「カブ」「kabu」を冠して新サービスを展開することにより、「カブ」「kabu」自体を当社のコーポレートブランドとして育てていきたいと考えています。

尚、当社は2006年1月1日付で、旧三菱東京フィナンシャル・グループのMeネット証券株式会社と合併しました。旧Meネット証券株式会社において「Me s戦略ツール」として好評を期していた「Zコープ」、「Vカルテ」などの情報提供サービスについて、2005年9月より当社がサービスを引き継いでいます。これらのサービスを「kabu」ブランドの一つとして「Kabusコープ」、「Kabucalテ」と改称し、これらの商標についても商標権を取得しています。

【参考】当社が保有する商標権

「kabu」ブランドの商標権	カブナビ（商標登録第 4451154 号） カブコール（商標登録第 4457093 号） KabuVenus（商標登録第 4562704 号） カブボードプラス（商標登録第 4577147 号） カブボード（商標登録第 4583965 号） Kabu.score（商標登録第 4590252 号） カブドットコム証券（商標登録第 4597539 号） kabu.cafe（商標登録第 4688662 号） * kabu.com（商標登録第 4700548 号） カブマシーン（商標登録第 4753309 号） kabu.studio（商標登録第 4760981 号） kabu レター（商標登録第 4843236 号） kabu スコープ（商標登録第 4902670 号） kabu カルテ（商標登録第 4902671 号）
自動売買に関する商標権	リレー注文（商標登録第 4644195 号） W指値（商標登録第 4673127 号） Uターン注文（商標登録第 4673128 号） プラマイさしね\±指値(商標登録第 4785011 号)
金融商品に関する商標権	ブチ株（商標登録第 4508451 号） ファンド星人（商標登録第 4590273 号）
手数料体系・決済サービスに関する商標権	ゆうゆう決済（商標登録第 4575041 号） ワンウェイ手数料（商標登録第 4836100 号） ワンショット手数料（商標登録第 4839373 号）
旧Meネット証券の商標権	Me ネット証券（商標登録第 4741263 号） 他 13 件

* 印は図形商標

4 . 技術の市場性、市場優位性の分析

我が国において今後個人投資家層が拡大していくためには、単に利益を追求するだけでなく、「損失をできるだけ抑える」ための「リスク管理」の発想が必要であり、当社がかかる理念の下でリスク管理を実践するための「リスク管理追求型取引」の提供に力を入れています。かかるコンセプトの独自性に加えて、自社開発の柔軟かつ拡張性の高いオンライン取引システムを背景に、「リスク管理追求型取引」として「逆指値」「W指値」「±（プラマイ）指値」等の注文形態を提供しております。これらの特殊な注文形態・投資手法に対応するシステム技術という点において、オンライン専門証券会社の中でも明らかに当社が技術的優位性を備えているものと考えています。

将来的に個人投資家層が拡大し、上述のような特殊な注文形態等のニーズが多様化すると、これに対応することができる柔軟かつ拡張性の高いオンライン取引システムとこれまでのシステム開発による開発資産は、市場優位性を定める重要な要因になるものと考えています。かかる開発資産に含まれる発明を権利化すべく、当社では積極的に特許出願を行っており、出願公開されている特許出願の件数は、オンライン専門証券会社の中で最多となっています（2006年3月末現在で、オンライン専門証券上位の各社の出願公開済の特許出願が0～5件であるのに対し、当社の出願公開済の特許出願は16件（三菱東京UFJ銀行との共同出願を含む。16件中5件は審査請求を行わずみなし取下げ又は拒絶査定が確定。）となっています。）。また、2005年10月、12月には、それぞれ「±指値（プラマイさしね）」と「W指値（ダブルさしね）」の発注システムに関連する特許権が成立しており、自動売買の発注システムにおける技術的優位性に加えて、法的にも優位な地位が築かれつつあるものと考えられます。

5 . 技術開発・知的財産組織図、技術開発協力・提携

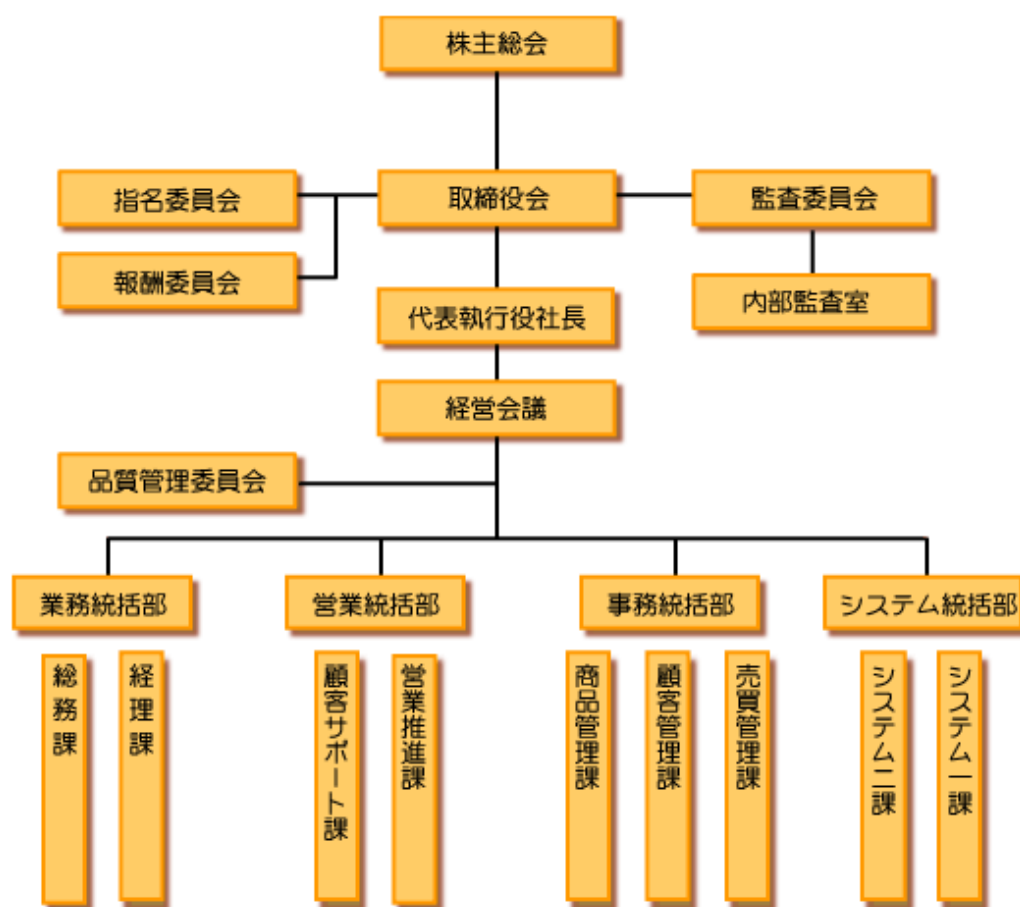
当社のコア技術であるオンライン取引システムにかかる技術開発は、独自に構想したコンセプトを実現するための基本設計レベルと、これを実用に耐えるように実装する実装レベルに大きく区分することができます。

このうち、基本設計レベルについては、営業統括部からのフィードバック情報を元に、顧客ニーズを考慮しながら全社的に新サービスを検討し、システム統括部において実現のための技術的な検討を進めます。特許出願の対象となる発明の把握はこの段階において行われます。また、新サービスに対するネーミングも併せて検討されます。

特許出願・商標登録出願等の知的財産権を取得するための手続は業務統括部が担当し、具体的な手続は特許事務所等の外部機関に依頼しています。ここにおいて、システム統括部・業務統括部はじめ、当社と特許事務所の連携をスムーズかつ効率的に行うために、原

則として四半期に1度程度の知財ミーティングを開いています。このミーティングにおいて新サービスの企画案等について出願の必要性等の検討と継続中の案件のフォローアップを行うことにより、出願対象とすべきもの見落としや漏れを防止するとともに、経営戦略と知財戦略が乖離することのないよう努めています（ミーティングには代表執行役の齋藤正勝が毎回出席しています。）

また、当社の知的財産権に関する方針を社内に浸透させ、必要な情報が的確に担当部署に伝えられる体制を構築することを目的に、社内研修において知的財産権をテーマにしたセミナーを実施して情報の共有に努めています。



一方、オンライン取引システムを開発する実装レベルにおいては、当社システムにハードウェアはじめソフトウェア等パッケージ製品を提供している各社の技術サポートを受けて、実際の取引及び関連サービスに対応できるシステム開発を行っています。各パッケージ製品の特性や基本機能を最大限に活かした上で、オンライン取引及び関連業務処理に応用し、独自性の高いサービスとしてアプリケーションの開発を行っています。

技術サポートには国内外の有力ベンダーが名を連ねており、最新技術をもって積極的な

協力をいただいています。各ベンダーとは機密保持契約を結んだ上で、各社の未発表パッケージ製品へ助言など開発協力を行っており、当社によってオンライン取引及び関連業務処理に応用されたサービスは、実際にパッケージ製品後に各社のマーケティング展開において事例として活かされています。

6. 知的財産の取得・管理、営業秘密管理に関する方針（指針の実施を含む）

上記のとおり、当社における知的財産権の取得・管理に関する事務手続は業務統括部が管掌しますが、基本方針から取得対象の特定までは、定例ミーティングにおいて行うこととしています。定例ミーティングにおける協議事項の他に、知的財産権に関連して行った手続やトピックスなどを月例報告書としてとりまとめ、経営陣はじめ社内の他部門の管理者にも回覧を行っており、特に知的財産権に関する基本戦略を管理者層に周知させるよう努めています。

当社は創業から約7年の新興企業であり、事業分野と事業コンセプトをこれまで説明したとおり明確に絞込み、絞込んだ分野に経営資源を集中的に投入することにより、競争優位を創り出すことを基本方針としています。この点は知的財産戦略においても違いはなく、知的財産権の取得・管理についても絞込みの行われた分野での競争力の源泉となる知的財産の保護に集中し、かつ効率的な方法で進めることを企図しています。このような目的に沿った知的財産権関連業務を推進するためには、社内に幅広く啓蒙活動を行って発明の発掘等による知的財産権の取得に努めることよりも、管理者を中心とした上記の定例ミーティング方式が効率的かつ効果的であると考えています。

当社は、金融機関として顧客情報の管理には十分なセキュリティ対策を施すとともに、当社独自の技術情報の流出に細心の配慮を行うよう、社内の秘密情報管理について社内規定に則り広範囲にわたり厳格な内部管理態勢を構築しています。当社は TRUSTe プログラムのライセンシーでありプライバシーポリシーにより徹底した個人情報管理をしており、ISMS(情報セキュリティマネジメントの国際規格)Ver.2.0 認証取得に向け、既に取得済の ISO9001(2000 年版)認証と 統合させたセキュリティ管理の実施を行い、情報資産や顧客情報に対する適切な安全対策の確保及び、セキュリティに関する脅威からの保護を行っています。

このような当社のセキュリティへの取組みは、知的財産の取得・管理指針、営業秘密管理指針にも合致するものであると考えています。

7. ライセンス関連活動の事業への貢献

当社の行っている特許出願は、出願中のものの他に、特許権として権利化されたものが3件（うち1件は三菱東京UFJ銀行との共有）存在していますが、特許権に関するライセンス実績はまだ発生していません。また、商標権についても、現在37件（旧Meネット証券の14件を含む）の商標権が登録されていますが（2006年3月末現在）、ライセンス実績は発生していません。

オンライン証券業務を含む金融システムの分野においては、未だ特許権が成立してライセンスが発生している事例は希少であり、特許権のライセンスについては将来的な問題であると考えられます。商標権についても、現在当社が独自のネーミングを付している取引の多くはまだ当社のみが提供している段階にあり、同じくライセンスについては将来的に発生し得る問題と捉えています。

尚、当社が将来的に特許権や商標権について競合他社からライセンスの申込を受けた場合ですが、金融サービスという業務の性格上、原則としてライセンスを行って当社の知的財産が幅広く利用されることが好ましいと考えています。一方で、当社の先行投資により生み出された知的財産の価値を守るためには、相応の対価を受けるよう努力することも必要になるものと考えられます。また、商標権の侵害のおそれがある行為に対しては、当社が提供するサービスについてお客様に誤認混同が生じることがないように、積極的に対処することが必要と考えています。

8. 特許群の事業への貢献

当社の行っている特許出願は、現在多くが出願中の段階にあり、特許権として権利化されたものはこれまでのところ3件（うち1件は三菱東京UFJ銀行との共有）となっていますが、現時点においては、特許権に関するライセンス実績はまだ発生しておりません。

しかしながら、事業への貢献という観点をもう少し広く捉えると、特許権の成立による独占権の確保やライセンス収入の獲得という形態に限られず、当社の事業分野において他社特許の成立を防止することも重要です。オンライン取引システムの優位性は、特許発明として権利化できる部分だけではなく、実際は円滑な取引遂行実績の積み重ねによるシステム運用のノウハウと、システムに対する顧客からの信頼の獲得が大きな要因となります。この点において、システム開発と運用の両面において業界内で先行する当社は優位性を有するものと考えられますが、かかる実質的な優位性が他社特許の成立により低減されることがないように、防衛的な出願を行って他社の権利の成立を防止することも重要であると考えています。従って、特許権の成立の有無に限らず、当社が実施する重要な発明についていち早く特許出願することは、実質的なシステムの優位性と併せて考えると、防衛出願

を行うこと自体も事業に対して貢献し得るものと考えられます。

9. 知的財産ポートフォリオに対する方針

当社の知的財産のコアとして、これまで主にオンライン取引システムを中心に説明しましたが、現状において当社の事業を遂行して事業計画を達成するために最も重要なことは、確実な取引の執行と顧客資産の管理によって顧客からの信頼を高めること、競争力のある手数料体系により顧客層の拡大に努めることです。

前者については、S L A (サービス品質保証制度) を導入して全業務に関する「品質目標」を掲げ、「記録管理」と「不備改善」プロセスの強化・徹底を図っています。S L A については、国内オンライン証券では初めて品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO9001 (2000年版)」の認証も取得しています。かかるS L A の実践には自動精査システム、電子承認システムなど、当社独自のシステムが貢献しています。一方、後者については、自社開発の拡張性の高いオンライン取引システムの充実により業務の効率化を進めることにより、競争力のある手数料の設定が可能になっています。

信頼性の強化とシステムの効率化はネット專業証券会社として成長を継続するためのベースになるものと考えられますが、将来的にはこれらを当然の前提とした上で、さらなる顧客サービスの充実が、競合他社との差別化のポイントになることが予想されます。具体的には情報提供サービスの拡充、取扱商品の拡大などの取組みが各社で進められていますが、取扱うコンテンツの充実のみで決定的な差別化を図ることは容易ではありません。当社は顧客サービス充実の方向性を「リスク管理追求型」のコンセプトの下に集約し、独自のネット取引システムを活かした新しい注文方法の提供、情報サービスの提供などを進めて、将来にわたって差別化要因となり得る知的財産の蓄積を進めています。

このように、当社の知的財産のポートフォリオは、オンライン專業証券会社にとってベースとなる信頼性の高いかつ効率的なシステム技術と、将来の競争優位を創り出すための独自性の高いオンライン取引システムの開発資産から構成されています。このうち、後者については競合他社に対して有力な差別化要因となり得るものであるため、知的財産権により法的な保護を施すことができるように、特許出願や商標登録出願を行うよう努めています。

尚、特許ポートフォリオの考え方については、将来的に競合他社がネット取引システムに関連して特許権を取得した場合にもクロスライセンスにより対抗できるように、当社のオンライン取引システムの特徴を多面的に分析して、複数の特許によりカバーできるよう出願を進めています。

10 . リスク対応情報

証券取引システムの分野において、証券会社が取得している特許権の件数は、当社の3件を含めて未だ20件に満たないものと推測され、権利侵害等の紛争への対応は、中期的な将来の課題になるものと考えられます。一部の証券会社では公開される特許出願の件数が相当程度増加しており、当社では競合他社の出願を中心に特許公報・公開特許公報から当社のオンライン取引システムに関連する可能性のある出願を月次でピックアップし、当社と関連のありそうなものについては知財ミーティング等でその内容を確認することとしています。今後当社のオンライン取引システムに関連する特許権を他社が取得する可能性は否定できません。

このようなリスクに対しては、当社が有力な特許権を取得することが最大の防御策になり得るものと考えて、積極的に特許出願を継続し、重要な内容を含む出願については審査請求を進めています。しかしながら、昨今のいわゆるビジネス関連発明に関する特許庁発表の統計資料からは、当分野において効果の高い権利を取得することは決して容易ではないものと推測され、審査過程において拒絶されるものや大幅な権利範囲の限縮が必要になるケースも生じ得るものと予想されます。このような状況を考えると、特定の出願の動向により知的財産の保全に大きな影響が生じることがないように、複数の出願をポートフォリオで捉えて対応を進めることが必要であると考えられます。

以 上